

松本市総合観光パンフレット作成業務委託仕様書

1 業務名

松本市総合観光パンフレット作成業務

2 趣旨

今年度公式観光サイトをリニューアルすることに合わせ、日本語及び多言語総合観光パンフレットを、各ターゲットのトレンドが反映され、必要な情報が集約された内容とデザインにリニューアルするもの。

3 期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

本業務は、総合観光パンフレットリニューアルに係る以下の業務を行うものとする。

(1) 対象パンフレット

リニューアルする総合観光パンフレットは、以下の3版を用意すること。

ア 日本語総合観光パンフレット

イ 多言語総合観光パンフレット（欧米豪向け）

ウ 多言語総合観光パンフレット（アジア圏向け）

(2) 翻訳

ア 多言語パンフレットの翻訳はネイティブ翻訳とする。

イ 翻訳にあたっては松本市の知識がある者が行うか、松本市の知識がある者によるダブルチェックを行う等、内容に事実誤認が無いようにすること。

ウ 欧米豪向けパンフレットは、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語に翻訳すること。

エ アジア圏向けパンフレットは中国語繁体字、中国語簡体字、韓国語、タイ語に翻訳すること。

(3) コンセプト設定、構成

ア 制作する3版それぞれのコンセプトを定め、市場に合わせた内容、デザイン、写真で制作すること。

イ コンセプトに合わせたページ構成やサイズで制作すること。

ウ 観光ブランディングロゴ「SOUND s MATSUMOTO」を活用すること。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/76/162196.html>

(4) 情報収集、写真取得

ア 掲載する内容の情報収集、確認は受注者で行うこと。

イ 掲載する写真の取得は受注者で行うこと。なお、権利関係を明確にし、毎年権利の更新が必要な場合はその内容が分かる資料を納品すること。

(5) その他

ア 本業務では版の制作までを行うものとし、印刷は松本観光コンベンション協会で行うため、版のデータは松本観光コンベンション協会にも共有することを留意すること。

イ 別途発注する松本市公式観光サイトリニューアル事業と、QRコードの挿入等の連携をとること。

ウ 完成したパンフレットデータは、松本市公式観光サイト等に掲載する。

エ 現在の総合観光パンフレットデータは以下を参照すること。なお、スペイン語版についてはサイトに掲載していないため、必要な場合は受注者から提供する。

➤ 日本語：<https://visitmatsumoto.com/brochure/>

➤ 英語：

https://visitmatsumoto.com/wp-content/uploads/2023/04/Matsumoto_EN.pdf

➤ フランス語：

https://visitmatsumoto.com/wp-content/uploads/2017/12/MatsumotoCity_FR_202503.pdf

➤ ドイツ語：

https://visitmatsumoto.com/wp-content/uploads/2017/12/MatsumotoCity_DE_202503.pdf

➤ 繁体字：

https://visitmatsumoto.com/wp-content/uploads/2017/12/MatsumotoCity_TW_202503.pdf

➤ 簡体字：

https://visitmatsumoto.com/wp-content/uploads/2017/12/MatsumotoCity_CH_202503.pdf

➤ 韓国語：

https://visitmatsumoto.com/wp-content/uploads/2017/12/MatsumotoCity_KO_202503.pdf

➤ タイ語：

https://visitmatsumoto.com/wp-content/uploads/2017/12/MatsumotoCity_TH_202503.pdf

(6) 納品

以下のデータを、令和7年12月末を目途に納品すること。

ア ai データ

イ 印刷用データ

ウ サイト掲載用PDFデータ

5 業務報告書の提出

- (1) 業務終了後は、業務報告書を提出すること。なお、紙での納品のほかに、電子データも納品すること。
- (2) 最終報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

6 委託料の支払い

業務委託料は業務完了後に一括払いとし、受注者から業務完了報告書を受領し、検査合格後、適正な請求に基づき支払うものとする。

7 その他

- (1) 随時、発注者と協議するとともに、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の協議によりこれを定めるものとする。
- (2) 受託者は、松本市の個人情報保護条例を遵守し、業務上知りえた個人情報等の秘密を他人の漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (3) 成果品の所有権、著作権及び利用権は本市に帰属するものとする。
- (4) 本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、本市の許可なくほかに公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) この仕様書について、疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議を行うこと。
- (7) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

8 担当

松本市文化観光部観光ブランド課 担当者 川名

TEL 0263-34-8307

FAX 0263-34-3049

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。